

外国弁護士制度研究会

— 中間取りまとめ(案) —

平成21年8月11日

外国弁護士制度研究会

第 1. はじめに

外国弁護士制度研究会（以下「当研究会」という。）は、外国法事務弁護士に関し、弁護士業務をとりまく内外の動向並びに我が国及び諸外国における外国弁護士受入制度の動向について調査及び研究を行った上、外国法事務弁護士事務所の法人化その他これに関連する事項について検討を行うことを目的として、平成20年5月29日に法務省及び日本弁護士連合会により設置された研究会である。

※ 我が国においては、弁護士又は弁護士法人以外の者による法律事務の取扱いが原則的に禁止された弁護士法第72条の特例として、外国の弁護士となる資格を有する者については、所定の要件を満たした場合に、その資格を基礎として、新たな資格試験等を課されることなく、「外国法事務弁護士」の名称の下に一定の外国法に関する法律事務を取り扱うことが許容されている。この外国弁護士受入制度は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（以下「外弁法」という。）により昭和61年に導入された制度である。

本中間取りまとめにおいては、特に断りのない限り、「弁護士」とは弁護士法による弁護士を、「弁護士法人」とは同法第30条の2第1項に規定する弁護士法人を、「外国法事務弁護士」とは、外弁法第2条第3号に規定する外国法事務弁護士をそれぞれいうものとする。

当研究会では、まず、①外国法事務弁護士が社員となり、外国法に関する法律事務のみを取扱業務とする法人（いわゆる外国法事務弁護士事務所を法人化したもの。以下「A法人」という。）制度の在り方について検討を進め、次いで、②弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり、外国法及び日本法に関する法律事務を取扱業務とする法人（いわゆる外国法共同事業を法人化したもの。以下「B法人」という。）制度の在り方について検討を進めてきた。

※ 外国法共同事業とは、外国法事務弁護士と弁護士又は弁護士法人とが、組合契約その他の継続的な契約により、共同して行う事業であって、法律事務を行うことを目的とするものをいう（外弁法第2条第15号参照）。この外国法共同事業制度は、今般の司法制度改革の一環として平成15年に導入された制度であり、同制度の導入により、外国法事務弁護士が、弁護士又は弁護士法人との間で法律事務の範囲を限定することなく自由に共同事業を行うことができるようになるとともに、共同事業に係る収益を両者間で自由に分配することができるようになった。なお、この外国法共同事業制度の導入と併せて、外国法事務弁護士が弁護士を雇用することができるようになった。

これらの法人制度の在り方に関する現時点までの検討結果は以下に述べるとおりである。

第2. A法人制度について

A法人制度については、これを設ける必要性があるとのことで意見の一致を見たところであるが、A法人制度は、法律事務を取扱業務とする法人制度である点で弁護士法第72条の特例として位置付けられるものである。同じく法律事務を取扱業務とする法人制度である弁護士法人においては、同条の趣旨を踏まえて法人業務の適正な遂行を確保するための種々の規制が設けられている。A法人制度についても、こうした弁護士法人に係る規制の趣旨を踏まえつつ、規制の在り方を検討する必要がある。

また、外国法事務弁護士は、弁護士とは異なり、取り扱うことのできる法律事務の範囲が限定された資格者であるため、依頼者を保護する観点から種々の規制が設けられている。このような外国法事務弁護士が社員となるA法人制度についても、こうした個人の外国法事務弁護士に係る規制の趣旨を踏まえつつ、規制の在り方を検討する必要がある。

当研究会は、こうした問題意識に基づいてA法人制度の在り方を検討した結果、以下の措置が講ぜられた法人制度としてA法人制度を導入すべきであるとの結論に至った。

1. A法人の業務範囲

- (1) A法人は、個人の外国法事務弁護士の場合と同様に、①社員である外国法事務弁護士の原資格国法^{※1}及び指定法^{※2}に関する法律事務を取り扱うことができるものとするとともに、②それ以外の外国法に関する法律事務についても、当該外国法に関する知識・能力が制度的に担保された一定の者（外弁法第5条の2第1項各号に掲げる者。以下「当該外国法に係る有資格者」という。）の書面による助言を受けてする場合に限り、これを取り扱うことができるものとする。^(注1)

※1 外国法事務弁護士となる資格の承認を受けた者がその承認の基礎となった外国弁護士となる資格を取得した外国を原資格国といい、原資格国において効力を有し、又は有した法を原資格国法という（外弁法第2条第5号参照）。

※2 指定法とは、原資格国以外の外国法であって、外国法事務弁護士となる資格の承認を受けた者が当該国の弁護士となる資格を有する者であること等を理由として外弁法第16条の規定による指定を受けたものをいう（外弁法第2条第9号参照）。

(2) A法人は、外国法に関する法律事務のうち、例えば、国内の裁判所における訴訟代理等、我が国の国益上又は公益上、外国法事務弁護士のみが社員となるA法人に取り扱わせることが相当でない^(注2)と認められる法律事務については、これを取り扱うことができないものとする。

(3) また、A法人は、外国法に関する法律事務のうち、例えば、親族関係に関する法律事件でその当事者として日本国民が含まれるものについての代理等、外国法事務弁護士である社員のみによって遂行させることが相当でない^(注3)と認められる法律事務については、個人の外国法事務弁護士の場合と同様に、弁護士と共同し、又は弁護士の書面による助言を受けて行わなければならないものとする。

2. A法人の業務執行権限等

外国法事務弁護士である社員は、その原資格国法及び指定法に関する法律事務の取扱いについて、A法人の機関として、A法人の意思決定を行い、内部的執行をし、及びA法人を代表することができるものとする。

これに加えて、外国法事務弁護士である社員は、その原資格国法及び指定法以外の外国法に関する法律事務についても、A法人の機関として、当該外国法に係る有資格者の書面による助言を受けてする場合に限り、A法人の意思決定を行い、内部的執行をし、及びA法人を代表することができるものとする。

また、弁護士法人の場合と同様に、A法人は特定の事件について業務を担当する社員を指定できるものとした上、当該指定を受けた事件については、当該指定を受けた社員のみがA法人の意思決定を行い、内部的執行をし、及びA法人を代表するものとする。

^(注4)

3. A法人の債権者に対する社員の責任

A法人の債権者に対する社員の責任については、弁護士法人の場合と同様に、A法人の財産をもってその債務を完済することができないとき等は、各社員は、A法人の債権者に対して直接かつ

無限の連帯責任を負うものとする。

なお、A 法人が特定の事件について業務を担当する社員を指定し、依頼者に対しその旨を書面で通知した場合には、当該指定を受けた事件に関し依頼者に対して負担することとなった A 法人の債務については、弁護士法人の場合と同様に、当該指定を受けた社員のみが当該依頼者に対し直接かつ無限の連帯責任を負う例外的措置を講ずるものとする。^(注 5)

4. A 法人の事務所に対する規制

- (1) A 法人が複数の事務所を設置することを許容するものとした上、各事務所については、弁護士法人の場合と同様に、当該事務所の所在する地域の弁護士会の会員である社員（外国法事務弁護士）の常駐を義務付けるものとする。^(注 6)
- (2) 弁護士法人の従たる事務所における社員の常駐義務については、当該事務所の所在する地域の弁護士会が常駐しないことを許可したときにその義務を解除する例外的措置が講ぜられている（弁護士法第 30 条の 17 ただし書）が、A 法人の従たる事務所における社員の常駐義務については、そのような例外的措置を講じないものとする。^(注 7)
- (3) A 法人の事務所においては、当該事務所の常駐社員である外国法事務弁護士の原資格国法及び指定法に関する法律事務を取り扱うことができるものとするとともに、それ以外の外国法に関する法律事務についても、当該外国法に関する有資格者の書面による助言を受けてする場合に限り、これを取り扱うことができるものとする。^(注 8)

5. A 法人の業務遂行時の資格表示義務

外国法事務弁護士である社員が A 法人の機関として A 法人の業務を遂行するに当たっては、外国法事務弁護士が個人として業務を遂行する場合と同様に、原資格国の国名を付して外国法事務弁護士の名称を使用することを義務付ける等の規制を設けるものとする。^(注 9)

6. 非弁提携の禁止

A 法人については、弁護士法人の場合と同様に、①弁護士法第 72 条等に違反する者から事件の周旋を受ける行為及び②弁護士法第 72 条等に違反する者に自己の名義を利用させる行為をそれぞれ禁止し、その違反行為については刑事処分の対象とするものとする。^(注 10)

7. 弁護士の雇用及び外国法共同事業

- (1) A 法人については、個人の外国法事務弁護士の場合と同様に、①弁護士を雇用すること及び②弁護士又は弁護士法人との間で共同事業を行うことをそれぞれ許容するものとする。^(注 11)
- (2) もっとも、外国法事務弁護士である社員が雇用形態等を利用して、A 法人の使用人である弁護士又は共同事業の相手方である弁護士若しくは弁護士法人を介して日本法に関する法律事務を取り扱うことを未然に防止する観点から、①個人の外国法事務弁護士が弁護士を雇用する場合及び②個人の外国法事務弁護士が弁護士又は弁護士法人との間で共同事業を行う場合と同様に、外国法事務弁護士である社員が、使用人である弁護士が個人事件として受任した日本法に関する法律事務の取扱いについて不当な関与をすることを禁止する等の規制を設けるものとする。^(注 12)

第 3. B 法人制度について

弁護士と外国法事務弁護士とは、より緊密な提携・協働関係を構築して複雑多様化している法的需要に的確に対応することができるようになるため、現行の組合形態である外国法共同事業を行うことに加えて、新たに、法人形態である B 法人を設立して業務を遂行することができるようにする必要性があるとのことで意見の一致を見たところである。^(注 13)

もっとも、B 法人制度は、法律事務を取扱業務とする点で弁護士法第 72 条の特例として位置付けられるものであることから、同条の趣旨を損なうことがないように、B 法人制度を導入する場合に考えられる弊害・問題点を慎重に見極めつつ、その弊害・問題点の防止・解消のための適切な方策を検討しなければならない。

とりわけ、B 法人が日本法に関する法律事務を取扱業務とする点については、B 法人の社員資格が日本法に関する法律事務の取扱いが禁止された外国法事務弁護士にも付与されることから、外国法事務弁護士である社員が、その地位を利用して、日本法に関

する法律事務の取扱いに直接的に関与し、又は社員若しくは使用人である弁護士を介して間接的に不当に関与するおそれがあると認められ、このような弊害が発生することを防止するための方策については、特に慎重に検討する必要がある。

この検討に当たっては、B法人制度が弁護士と外国法事務弁護士との法人形態による提携・協働関係の構築を許容しようとするものであることにかんがみ、組合形態による外国法共同事業制度と比較して上記の弊害の内容・程度が異なるのかどうかについて十分に留意しなければならない。

当研究会は、こうした問題意識に基づいてB法人制度の在り方を検討した結果、以下の措置が講ぜられた法人制度としてB法人制度を導入すべきであるとの結論に至った。

※1 後記3. については少数意見があるが、その趣旨は、当該意見のいう措置が講ぜられない限りB法人制度を導入すべきでないとするものである。

※2 当研究会では、上述のとおり、専ら、外国法事務弁護士も社員となるB法人が日本法に関する法律事務を取扱業務とすることに伴う弊害を防止し、及び問題点を解消するための規制の基本的枠組みについて検討を行ってきたところである。

B法人が外国法に関する法律事務を取扱業務とすることに伴う弊害を防止し、及び問題点を解消するための規制の基本的枠組みについては、第2. で提案した措置が概ね妥当するものと考えている。

もっとも、B法人制度においては弁護士にも社員資格が付与されることから、その限りにおいて、第2. の措置内容について更に検討を進める必要がある。

1. B法人の日本法に関する法律事務の取扱いに係る業務執行権限等

B法人の日本法に関する法律事務の取扱いについては、弁護士である社員のみが意思決定を行い、各自、内部的執行をし、及びB法人を代表するものとする。^(注14)

2. 社員又は使用人である弁護士に対する不当関与の禁止に関する規制

外国法事務弁護士である社員が、社員又は使用人である弁護士を介して日本法に関する法律事務を取り扱うことを未然に防止する観点から、①個人の外国法事務弁護士が弁護士を雇用する場合及び②個人の外国法事務弁護士が弁護士又は弁護士法人との間で

外国法共同事業を行う場合と同様に，B法人の日本法に関する法律事務について弁護士である社員が行う意思決定，内部的執行及び代表行為に不当な関与をすることを禁止する等の規制を設けるものとする。^(注15)

3. 社員のうちに弁護士である社員の占める割合

B法人は弁護士である社員及び外国法事務弁護士である社員により構成されることとなるが，社員のうちに弁護士である社員の占める割合については，法令により下限を設けないものとし，B法人の自治に委ねるものとする^(注16)ことで大方の意見の一致を見た。

これに対して，少数意見ではあるが，法令により下限を設けるべきであるとの意見も有力に主張された。^(注16)

4. 日本弁護士連合会等による実効的な監督を行うための方策

既に述べたとおり，B法人制度については，上記1. から3. までの措置（ただし，3. の少数意見のいう措置を除く。）を講ぜられた法人制度としてこれを導入すべきであるとのことで大方の意見の一致を見たところである。

もっとも，これらの措置として具体的に設けられた種々の規制が確実に遵守されてB法人の業務運営が適正に行われるようにするためには，日本弁護士連合会及び所属弁護士会において，B法人を実効的に監督することのできる仕組みを構築することが不可欠である。

こうした仕組みを構築するに当たっては，類似する外国法共同事業に係る現行の監督の仕組みが有効に機能しているのかどうかを十分に見定めた上で，検討しなければならない。

当研究会は，こうした問題意識に基づいて日本弁護士連合会及び弁護士会によるB法人に対する監督の具体的在り方について検討した結果，次のような結論に至った。

- (1) B法人は，弁護士法人の場合と同様に，その成立の日から2週間以内に，登記事項証明書及び定款の写しを添えて，その旨を日本弁護士連合会及び所属弁護士会に届け出なければならないものとする。^(注17)

〔P：なお，少数意見ではあるが，B法人については外部の無資格者からの独立性を確保する必要性が一層高いとして，上記の措置に加えて，更に，日本弁護士連合会及び所属弁護士会において予め把握すべきB法人に係る基礎情報の在り方について，なお

慎重に検討すべきであるとの意見が有力に主張された。〕^(注 18)

- (2) 日本弁護士連合会及び所属弁護士会によるB法人に対する指導・監督の実効性を確保する観点から、外国法共同事業の場合と同様に、日本弁護士連合会の会則・会規等において、日本弁護士連合会及び所属弁護士会に対し、B法人、B法人の社員（弁護士、外国法事務弁護士）に対する調査権限を付与するとともに、これらの者に対し、当該調査への協力を義務付けることが望ましいとのことで大方の意見の一致を見た。^(注 19)

〔P：これに対して、少数意見ではあるが、B法人制度の特質を踏まえ、外国法共同事業に係る監督の仕組みとは異なった新たな仕組みを構築すべく、調査の対象・内容・方法、調査の実効性を高めるための措置等について更に検討すべきであるとの意見が有力に主張された。〕^(注 20)

以上

(注1)

外国法事務弁護士は、原資格国法に関する法律事務を取り扱うことを職務とし（外弁法第3条第1項）、その職務の範囲を超えて法律事務を取り扱うことが原則的に禁止されている（同法第4条）。

もつとも、それ以外の外国法に関する法律事務であっても、①指定法に関する法律事務を取り扱うことができる（外弁法第5条第1項）とともに、②原資格国法及び指定法以外の外国法に関する法律事務についても、当該外国法に係る有資格者の書面による助言を受けてするときは、これを取り扱うことができることとされている（外弁法第5条の2第1項）。

なお、当該外国法に係る有資格者とは、①当該外国の外国弁護士（外国法事務弁護士である者を除く。）であって外国弁護士となる資格を基礎として当該外国法に関する法律事務を行う業務に従事している者（国内において雇用されて外国法に関する知識に基づいて労務の提供を行っている者を除く。）及び②外国法事務弁護士であってその原資格国法又は指定法が当該外国法である者をいう（外弁法第5条の2第1項各号）。

このような外国法事務弁護士の業務範囲の在り方を踏まえ、外国法事務弁護士のみが社員となるA法人の業務範囲については、①社員の原資格国及び指定法に関する法律事務を取り扱うことができるものとするとともに、②それ以外の外国法に関する法律事務についても、当該外国法に関する有資格者の書面による助言を受けてする場合に限り、これを取り扱うことができるものとするものである。

(注2)

外国法事務弁護士は、原資格国法に関する法律事務であっても、我が国の国益上又は公益上、外国法事務弁護士に取り扱わせることが相当でないと認められる法律事務については、これを取り扱うことができないものとされている。

具体的には、原資格国法に関する法律事務であっても、①国内の裁判所、検察庁その他の官公署における手続についての代理及びその手続についてこれらの機関に提出する文書の作成、②刑事に関する事件における弁護人としての活動、少年の保護事件における付添人としての活動及び逃亡犯罪人引渡審査請求事件における補佐、③原資格国以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明、④外国の裁判所又は行政庁のために行う手続上の文書の送達、⑤民事執行法第22条第5号の公正証書の作成嘱託の代理並びに⑥国内に所在する不動産に関する権利又は工業所有権、鉱業権その他の国内の行政庁への登録により成立する権利若しくはこれらの権利に関する権利の得喪又は変更を主な目的とする法律事件についての代理又は文書（鑑定書を除く。）の作成については、これを取り扱うことができないこととされている（外弁法第3条第1項）。

なお、指定法に関する法律事務並びに原資格国及び指定法以外の特定外国法に関する法律事務についても同様の規制が設けられている（同法第5条第1項及び第5条の2第1項）。

外国法事務弁護士のみが社員となるA法人について本措置が講ぜられない場合には、取扱いが禁止される法律事務について、外国法事務弁護士がA法人を設立して法人業務としてこれを取り扱うことが可能となり、上述の規制の趣旨が没却されてしまうことから、本措置を講ずるものである。

（注3）

個人の外国法事務弁護士は、原資格国に関する法律事務であっても、その性質上、我が国の法令又は風俗慣習を熟知していない外国法事務弁護士のみによって処理させることが相当でないと認められる業務については、弁護士と共同し、又は弁護士の書面による助言を受けて行わなければならないこととされている。

具体的には、①国内に所在する不動産に関する権利又は工業所有権、鉱業権その他の国内の行政庁への登録により成立する権利若しくはこれらの権利に関する権利の得喪又は変更を目的とする法律事件のうち、（注2）⑥の法律事件以外のものについての代理又は文書（鑑定書を除く。）の作成、②親族関係に関する法律事件で、その当事者として日本国民が含まれるものについての代理及び文書（鑑定書を除く。）の作成、③国内に所在する財産で国内に居住する者が所有するものに係る遺言若しくは死因贈与に関する法律事件又は国内に所在する財産で死亡の時に国内に居住していた者が所有していたものについての遺産の分割、遺産の管理その他の相続に関する法律事件で、その当事者として日本国民が含まれるものについての代理及び文書（鑑定書を除く。）の作成については、弁護士と共同し、又は弁護士の書面による助言を受けて行わなければならないこととされている（外弁法第3条第2項）。

なお、指定法に関する法律事務並びに原資格国法及び指定法以外の外国法に関する法律事務についても同様の規制が設けられている（同法第5条第2項及び第5条の2第2項）。

外国法事務弁護士のみが社員となるA法人について本措置が講ぜられない場合には、弁護士との共同遂行等が必要とされる法律事務について、外国法事務弁護士が法人を設立して法人業務としてこれを無制約に遂行することが可能となり、上述の規制の趣旨が没却されてしまうことから、本措置を講ずるものである。

（注4）

- 1.（注1）のとおり、外国法事務弁護士の業務範囲の在り方を踏まえ、外国法事務弁護士のみが社員となるA法人の業務の適正な遂行を確保する観点から、

外国法事務弁護士である社員は、①その原資格国法及び指定法に関する法律事務の取り扱いについて、A法人の機関として、A法人の意思決定を行い、内部的執行をし、及びA法人を代表することができるものとするに加えて、②その原資格国法及び指定法以外の外国法に関する法律事務についても、A法人の機関として、当該外国法に係る有資格者の書面による助言を受けてする場合に限り、A法人の意思決定を行い、内部的執行をし、及びA法人を代表することができるものとするものである。

例えば、A法人に原資格国法をP国法とする社員p及び原資格国法をQ国法とする社員q（いずれも指定法はない。）が存する場合に、社員pは、①A法人のP国法に関する法律事務の取扱いについて、A法人の意思決定を行い、内部的執行をし、及びA法人を代表することができるとともに、②A法人のQ国法に関する法律事務についても、またR国法に関する法律事務についても、A法人の機関として、Q国法に係る有資格者の書面による助言又はR国法に係る有資格者の書面による助言を受けてする場合に限り、A法人の意思決定を行い、内部的執行をし、及びA法人を代表することができる。

なお、弁護士法人においては、①その意思決定及び内部的執行については定款で別段の定めをすることが妨げられないこととされ（弁護士法第30条の12）、また、②その代表については、定款又は総社員の同意により業務を執行する社員中特に弁護士法人を代表すべき社員を定めることを妨げないこととされている（同法第30条の13第2項）ことから、A法人についても、弁護士法人の場合と同様の措置を講ずることを想定している。

2. 当研究会における検討過程では、例えば、上記1. の設例において、A法人のP国法に関する法律事務の取扱いについては、原資格国法をP国法とする社員pが存在するのに、Q国法を原資格国法とする社員qにまで当該法律事務の取扱いに係る業務執行権限等を付与する必要があるのかといった指摘があったが、外国法事務弁護士の業務の本質が依頼者との間の強固な信頼関係の存在にあることを踏まえると、このような信頼関係のある特定の社員については、その原資格国法及び指定法がいずれの外国法であるかにかかわらず、業務執行権限等を付与する必要がある旨の指摘がされたところである。

3. また、弁護士法人においては、個々の弁護士の専門的能力及び依頼者との個人的信頼関係等を考慮して、特定の事件について業務を担当する社員を指定することができることとされ（指定社員制度。弁護士法第30条の14第1項）、当該指定がされた事件については、当該指定を受けた社員のみが弁護士法人の意思決定を行い、内部的執行をし、及び弁護士法人を代表することとされている（同条第2項及び第3項）。

外国法事務弁護士のみが社員となるA法人についても、上述の趣旨が妥当することから、弁護士法人の場合と同様の措置を講ずるものである。

（注5）

弁護士法人の債権者に対する社員の責任については、依頼者その他の債権者に対する賠償能力を強化してその信用の向上を図るため、①弁護士法人の財産をもってその債務を完済することができないとき、及び②弁護士法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかったときは、各社員は、弁護士法人の債権者に対し直接かつ無限の連帯責任を負うこととされている（弁護士法第30条の15第1項及び第2項）。

もっとも、弁護士法人が特定の事件について業務を担当する社員を指定し、依頼者に対しその旨を書面で通知した場合には、当該指定を受けた事件に関し依頼者に対して負担することとなった弁護士法人の債務については、当該指定を受けた社員のみが当該依頼者に対し直接かつ無限の連帯責任を負うこととする例外的措置が講ぜられている（同法第4項）。

A法人についても、これらの規定の趣旨が妥当することから、弁護士法人の場合と同様の措置を講ずるものである。

（注6）

弁護士法人においては、複数の事務所を設置することが許容されている（弁護士の義務等の規定を弁護士法人について準用することを規定する弁護士法第30条の21は、複数の事務所の設置を禁止する第20条第3項を準用していない。）が、各事務所の業務の適正な遂行を確保するため、社員である弁護士の常駐を義務付けるとともに、当該事務所の所在する地域の弁護士会による指導・監督の実効性を確保するため、常駐すべき社員が当該弁護士会の会員とされている（同法第30条の17本文）。

A法人においても、上述の趣旨が妥当することから、複数の事務所を設置することを許容するものとした上、弁護士法人の場合と同様の措置を講ずるものである。

（注7）

1. 弁護士法人においては、公益的活動の一環として、いわゆる弁護士過疎地域に社員が常駐しない従たる事務所を設ける必要性が特に認められることから、当該事務所の所在する地域の弁護士会の許可により社員の常駐義務を解除する例外的措置が講ぜられている（弁護士法第30条の17ただし書）。

(2)の考え方は、いわゆる弁護士過疎地域における法律事務の需要のほとんどが日本法に関する法律事務であると考えられるため、外国法に関する法律事務のみを取扱業務とするA法人についてまで、社員の常駐しない従たる事務所を設ける必要性が認められないし、また、現時点においては、他に例外的措置を講じるべき合理的理由が見当たらないことから、原則どおり、従たる事務所における業務の適正な遂行を確保する要請を維持するものである。

2. 当研究会では、A 法人の従たる事務所における社員の非常駐許可制度を設けることの是非について、現時点においては(2)の考え方を採用するが、外国法事務弁護士事務所が東京に一極集中している現状や地方における外国法に関する法律事務に対する需要の動向等を十分に見極めつつ、将来の課題として引き続き検討すべきであるとする事で意見の一致を見た。

なお、A 法人の従たる事務所について社員の非常駐許可制度を設ける場合には、常駐義務を解除するための要件、当該要件の判断権者等の在り方について更に検討を進める必要がある。

(注 8)

A 法人の従たる事務所についても、「2. A 法人の業務執行権限等」と同様の趣旨で本措置を講ずるものである。

例えば、A 法人に P 国法を原資格国法とする社員 p 及び Q 国法を原資格国法とする社員 q (いずれも指定法はない。) が存し、A 法人の東京事務所の常駐社員が p、大阪事務所の常駐社員が q である場合において、A 法人の大阪事務所が P 国法に関する法律事務を取り扱うときは、当該事務所の常駐社員 q は、A 法人の機関として、P 国法に係る有資格者の書面による助言を受けてする場合に限り、これを取り扱うことができることとなる。

(注 9)

外国法事務弁護士は、(注 1) のとおり、取り扱うことのできる法律事務の範囲が限定されていることから、依頼者において外国法事務弁護士の権限内容を誤解し、不測の損害を被ることを未然に防止するため、外国法事務弁護士は、①その業務を行うに際して、原資格国の国名を付加して外国法事務弁護士の名称を使用することが義務付けられる(外弁法第 4 4 条)とともに、②事務所内の公衆の見やすい場所に原資格国法及び指定法を表示する標識を掲示することが義務付けられている(同法第 4 6 条)。

A 法人についても、取り扱うことのできる法律事務の範囲が限定された外国法事務弁護士が社員となる特質を踏まえて、取扱業務に係る種々の規制を講ずるものとしたところであり、依頼者が不測の損害を被ることを未然に防止する必要があることに変わりがないことから、外国法事務弁護士が個人として業務遂行する場合と同様の措置を講ずるものである。

(注 10)

弁護士については、弁護士法第 7 2 条等に違反する行為を直接的に又は間

接的に助長する行為を禁圧するため、①弁護士法第72条等に違反する者から事件の周旋を受ける行為及び②弁護士法第72条等に違反する者に自己の名義を利用させる行為がそれぞれ禁止され（同法第27条）、その違反行為は刑事処分の対象とされている（弁護士法第77条第1号）。外国法事務弁護士についても、同様の規制が設けられている（外弁法第66条及び第50条並びに弁護士法第27条）。

また、弁護士法人についても、同様の趣旨から、その社員又は使用人である弁護士がその弁護士法人の業務に関し、上記①又は②の禁止に違反したときは、刑事処分の対象とされている（同法第78条第1項第2号、第30条の21及び第27条）。

A法人についても、このような行為を禁圧する必要性があることにより変わらないことから、弁護士法人と同様の措置を講ずるものである。

（注 11）

個人の外国法事務弁護士については、弁護士との間で緊密な提携・協働関係を構築して複雑多様化している法的需要に的確に対応することができるようにするため、今般の司法制度改革の一環として、平成15年の外弁法改正により、①弁護士を雇用すること及び②弁護士又は弁護士法人との間で法律事務の範囲を限定することなく自由に共同事業を行うことがそれぞれ許容されることとなった。

外国法事務弁護士のみが社員となるA法人についても、このような提携・協働関係を構築する必要性があることにより変わらないことから、(2)の措置を講ずるものとした上で、A法人が、①弁護士を雇用すること及び②弁護士又は弁護士法人との間で共同事業を行うことをそれぞれ許容するものである。

（注 12）

外国法事務弁護士については、被用者である弁護士又は共同事業の相手方である弁護士若しくは弁護士法人を介して、その権限外の法律事務、とりわけ日本法に関する法律事務を取り扱うおそれがあることから、これを未然に防止するため、種々の規制が設けられている。

まず、外国法事務弁護士が弁護士を雇用する場合については、当該外国法事務弁護士が、①その権限外の法律事務の取扱いについて、被用者である弁護士に対し、雇用関係に基づく業務上の命令をすること及び②被用者である弁護士が自ら行う法律事務であって当該外国法事務弁護士の権限外の法律事務に当たるものの取扱いについて不当な関与をすることがそれぞれ禁止されている（外弁法第49条第1項及び第3項）。また、上記①に関連して、上記①の禁止に違反してされた命令を受けて当該外国法事務弁護士が権限外の法律事務を行うことに関与した弁護士は、これが雇用関係に基づく業務上の命

令に従ったものであることを理由として、懲戒その他の責任を免れない旨の確認規定が設けられている（同条第2項）。

次に、外国法事務弁護士が弁護士又は弁護士法人との間で外国法共同事業を行う場合については、当該外国法事務弁護士が、当該外国法共同事業に係る弁護士又は弁護士法人が自ら行う法律事務であって当該外国法事務弁護士の権限外の法律事務に当たるものの取扱いについて、不当な関与をすることが禁止されている（外弁法第49条の2）。

外国法事務弁護士のみが社員となるA法人が①弁護士を雇用する場合及び②弁護士又は弁護士法人との間で共同事業を行う場合においては、外国法事務弁護士である社員が雇用形態等を利用して日本法に関する法律事務を取り扱うおそれがあるが、その弊害の程度は、個人の外国法事務弁護士が①弁護士を雇用する場合及び②弁護士又は弁護士法人との間で共同事業を行う場合と比較して、典型的に高いとは考え難く、弊害を防止するための規制手段に差異を設ける合理的理由はないことから、A法人についても、個人の外国法事務弁護士の場合と同様の措置を講ずるものである。

（注13）

当研究会では、B法人制度の導入の要否について、必要性があるとのことで意見の一致を見たところである。

なお、当研究会における検討過程では、質の高い法律サービスを提供するためには、提供者側の自由な競争を確保することが不可欠であり、そのための制度的基盤として提供者側に多様な選択肢を用意する必要があるから、外国法共同事業のほかに、弁護士及び外国法事務弁護士が共同して法人を設立して業務を遂行することができるようにする必要性がある旨の指摘がされた。また、平成13年6月12日付け司法制度改革審議会意見書においては、「弁護士が、国際化時代の法的需要に十分対応するため、専門性の向上、執務態勢の強化、国際交流の推進、法曹養成段階における国際化の要請への配慮等により、国際化への対応を抜本的に強化すべきである。」とされているところであり、当該意見書の趣旨を踏まえてB法人制度を積極的に意義付けていくべきであるし、特に、既存の弁護士法人がB法人制度を活用し、優秀な外国法事務弁護士を社員として迎え入れて執務態勢の強化を図ることは大変望ましいことであるとの指摘もされた。他方、B法人制度の利用者は一部の者に限られているのではないかといった指摘もされた。

（注14）

1. B法人の社員資格が付与される外国法事務弁護士については、（注1）のとおり、取り扱うことのできる法律事務の範囲が限定されており、日本法に関する法律事務の取扱いについては、その知識・能力が制度的に担保されてい

ないことから、その取扱いが一切禁止されている（外弁法第4条）。

そこで、B法人の日本法に関する法律事務の取扱いについては、その適正な遂行を確保する観点から、弁護士である社員のみが意思決定を行い、各自、内部的執行をし、及びB法人を代表するものとするものである。

なお、他の専門職法人制度においても同様の措置を講じている例がある。例えば、司法書士法人においては、定款で定めるところにより簡裁訴訟代理等関係業務（司法書士法第3条第2項に規定する簡裁訴訟代理等関係業務をいう。）を取扱業務とすることができる（同法第29条第1項第2号）が、当該業務については、いわゆる認定司法書士（同法第3条第2項に規定する司法書士をいう。）である社員のみが意思決定を行い、各自、内部的執行をし、及び司法書士法人を代表することとされている（同法第36条第2項及び第37条第2項）。

2. なお、本措置を講ずることにより、外国法事務弁護士である社員が、B法人による日本法に関する法律事務の取扱いについて、その意思決定を行い、内部的執行をし、又は法人を代表したときは、刑事処分（外弁法第63条）又は懲戒（同法第51条第1項）の対象となる。

（注 15）

外国法事務弁護士が①弁護士を雇用する場合及び②弁護士又は弁護士法人との間で外国法共同事業を行う場合については、（注 12）のとおり措置が講ぜられているところである。

B法人においては、外国法事務弁護士である社員が、B法人の日本法に関する法律事務の取扱いに係る意思決定を行い、内部的執行をし、又はB法人を代表しないまでも、①B法人の日本法に関する法律事務の取扱いに係る業務遂行過程に不当に関与するおそれがあり、又は②社員若しくは使用人である弁護士が個人事件として受任した日本法に関する法律事務の取扱いについて不当に関与するおそれがあることから、このような弊害が発生することを防止するため、B法人についても、個人の外国法事務弁護士の場合と同様の措置を講ずるものである。

（注 16）

1. 組合形態である外国法共同事業については、組合員のうちに弁護士である組合員の占める割合について下限が設けられておらず、組合員の構成比率をどのようなものとするかについては、組合員である弁護士及び外国法事務弁護士の自治に委ねられている。

本項は、法人形態であるB法人について、外国法共同事業の場合と同様の措置（「1. B法人の日本法に関する法律事務の取扱いに係る業務執行権限

等」及び「2. 社員又は使用人である弁護士に対する不当関与の禁止に関する規制」)を講ずることに加えて、更に、少数意見のような追加的措置を講ずることの是非を検討するものである。

2. 多数意見は、外国法事務弁護士である社員が、その地位を利用して、日本法に関する法律事務の取扱いに直接的に関与し、又は間接的に不当に関与するおそれがあるとしても、その弊害の程度は、外国法共同事業の場合と比較して規制に差異を設けるほど高いとまでは認められないとの認識に立った上、外国法共同事業の場合と同様の措置（「1. B法人の日本法に関する法律事務の取扱いに係る業務執行権限等」及び「2. 社員又は使用人である弁護士に対する不当関与の禁止に関する規制」)を講ずることによって必要にして十分であり、少数意見のような措置を講ずることまでは不要であるとするものである。

その主たる理由は次のとおりである。

- ① 本項で問題とされるべきは、委任事務の処理として行われる個々具体的な法律事務の遂行過程が組合形態であるか法人形態であるかによって異なり、その結果、実態としての弊害の現れ方も異なることとなるのかどうかである。

しかるところ、組合形態であるか法人形態であるかについては、依頼者との契約に基づく委任事務の遂行主体が法的に組合員個人と整理されるのか法人と整理されるのかの違いに過ぎない。実態としては、個々具体的な法律事務は、組合形態であれ法人形態であれ、担当弁護士（外国法共同事業の場合は業務執行組合員、B法人の場合は業務執行社員）を中心として組織的に遂行されることに変わりはなく、したがって、このような法律事務の遂行過程に外国法事務弁護士である社員が関与する方法・態様も、外国法共同事業の場合と実質的に異なるところはない。

そうであれば、法人形態であるB法人の場合と組合形態である外国法共同事業の場合とで、弊害の内容・程度に実質的な差異はないといって差し支えなく、弊害の発生を未然に防止するために講ずべき措置についても殊更に差異を設ける必要はない。法人形態であるB法人の場合についてのみ、少数意見のような措置を講ずることは不合理である。

- ② 少数意見は、どのような弊害が発生することを想定しているのか具体的に明らかでない。また、少数意見のような措置を講ずることによって、少数意見の想定する弊害の発生を防止することができるのか、規制の必要性和規制手段との間の関連性も明らかにされていない。

そもそも、少数意見のような措置を講ずることを正当化するためには、社員のうちに外国法事務弁護士である社員の占める割合が弁護士である社員のそれよりも多い場合には、そうでない場合と比較して、⑦日本法に関する法律事務の取扱いに係る意思決定も執行もすることのできない外国法事務弁護士である社員が、弁護士である社員によるB法人の日本法に関する法律事務の取扱いに係る意思決定、内部的執行若しくは代表行為に不当に関与するおそれが一層高まり、又は不当な影響を及ぼすおそれが一層高まる、④更に言えば、このような弊害が生じるおそれが、類似する外国法

共同事業の場合と比較して、一層高まるということが明らかにされなければならないが、この点も明らかとされていない。

また、これらの点を明らかにしないまま少数意見のような措置を講ずるときには、弁護士のみを不当に優遇するかのような誤解が生じることも懸念されるところである。

- ③ 少数意見のような措置を講ずると、規制の効果が法人業務全般に及ぶこととなるため、過剰規制となるおそれがある。かえって、優秀な外国法事務弁護士をB法人の社員として確保することが困難になりはしないかといったことも懸念される。
- ④ B法人制度において弁護士及び外国法事務弁護士に社員資格を付与する趣旨・目的は、監査法人制度において無資格者に社員資格を付与する趣旨・目的とは異なっているから、社員のうちに公認会計士である社員の占める割合に下限を設けている監査法人制度を参考に合理的理由がない。
- ⑤ 少数意見が指摘する弁護士のアイデンティティを保持し得なくなるとの懸念については、我が国の弁護士制度及び外国弁護士受入制度の施行実績にかんがみると、杞憂に過ぎず、むしろ自由な競争を確保することにより業務の質の向上を図るべきである。また、弁護士業務に関する国際的な議論においても、弁護士の独立性を確保することの重要性が共通認識として醸成されつつある。

3. 少数意見が理由として述べるところは次のとおりである。

- ① B法人の社員の大多数が外国法事務弁護士である場合には、「1. B法人の日本法に関する法律事務の取扱いに係る業務執行権限等」及び「2. 社員又は使用人である弁護士に対する不当関与の禁止に関する規制」の各措置を講ずるとしても、B法人による日本法に関する法律事務の取扱いに係る意思決定、内部的執行及び代表行為について、なお外国法事務弁護士である社員が不当に関与するおそれがあり、又は少なくとも間接的に不当な影響を及ぼすおそれがある。

また、外国法事務弁護士である社員が外国ローファームに所属する場合には、当該外国ローファームが法人業務を実質的に運営することになり、B法人の独立性が確保できなくなるおそれがある。特に、外国ローファームが我が国の法律事務所の規模をはるかに超える大規模なローファームであることが多く、人的基盤、財務的基盤において格段の差があることが多い点等を踏まえると、尚更このような弊害が発生するおそれが高まる。

- ② 組合員個人が法律事務を行う組合形態の外国法共同事業と異なり、B法人においては法人自体が法律事務を行うのであるから、日本法に関する法律事務の取扱いを含めた法人のあらゆる業務について、その意思決定及び執行に何らかの形で外国法事務弁護士である社員が関与し、少なくとも関与する機会を持つことになる。したがって、B法人における意思決定及び執行の在り方は、組合形態の外国法共同事業とは質的に異なるのであって、組合形態の外国法共同事業とは異なった規制を行って弊害を防止することにも合理性がある（依頼者から見た場合、法人としての法律事務提供と組

合である外国法共同事業としての法律事務提供との間に差異がないように見えることはあるが、それは実態の問題としてそのようなことがあるというに過ぎず、上記議論に影響を与えるものではない。)

- ③ 資格の異なる者に法人の社員資格を認める場合に、社員割合をどのように規制するかという観点からは、監査法人制度の例は一つの参考例となる。
- ④ 弁護士制度は各国の歴史的・文化的背景を反映して様々であり、各国の弁護士が拠って立つ思想観、価値観も様々であるから、B法人の社員の大多数を外国法事務弁護士が占める場合には、B法人における弁護士のアイデンティティを保持し得なくなるのではないかと懸念がある。

4. なお、少数意見による場合は、社員のうちに弁護士である社員の占める割合をどの程度にするかについて更に検討を進める必要がある。

(注 17)

1. 弁護士法人においては、設立要件として社員となろうとする弁護士による定款の作成を義務付ける（弁護士法第30条の8第1項）とともに、弁護士法人の成立（主たる事務所の所在地における設立登記の時（同法第30条の9））の日から2週間以内に登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならないこととされている（同法第30条の10）。この定款については、必要的記載事項として掲げられた①目的、②名称、③法律事務所の所在地、④所属弁護士会、⑤社員の氏名、住所及び所属弁護士会、⑥社員の出資に関する事項並びに⑦業務の執行に関する事項が記載される（同法第30条の8第3項）ほか、相対的記載事項（例えば、業務執行権限の限定（第30条の12）、代表社員の定め（第30条の13第2項）等がある。）及び任意的記載事項（例えば、社員総会その他の意思決定機関を設けること等がある。）として弁護士法人の運営に係る事項が記載されることも想定されている。

また、外国法事務弁護士においても、①弁護士を雇用する場合又は②弁護士若しくは弁護士法人との間で外国法共同事業を行う場合には、予め、所定の事項を日本弁護士連合会に届け出なければならないこととされている（外弁法第49条の3第1項）。

この届出事項については、同項において、①雇用に係る弁護士の氏名及び事務所、②外国法共同事業に係る弁護士又は弁護士法人の氏名又は名称及び事務所並びに当該外国法共同事業において行う法律事務の範囲並びに③日本弁護士連合会の会則で定める事項とされている（外弁法第49条の3第1項）。

この日本弁護士連合会の会則で定める事項については、日本弁護士連合会会則第28の2の規定に基づき、①外国法事務弁護士による弁護士又は外国法事務弁護士の雇用に関する規程及び②外国法共同事業に関する規程がそれぞれ定められている。

まず、前者は、届出事項として、⑦雇用される弁護士又は外国法事務弁護

士の氏名及び登録番号，①雇用契約に期間の定めのあるときはその期間，②雇用する外国法事務弁護士の取り扱う法律事務の範囲並びに③雇用される弁護士又は外国法事務弁護士の取り扱う法律事務の範囲が定められている（外国法事務弁護士による弁護士又は外国法事務弁護士の雇用に関する規程第7条第1項）。

次に，後者は，弁護士との間で外国法共同事業を行う場合については，④外国法共同事業に係る弁護士の氏名及び事務所，⑤外国法共同事業に係る外国法事務弁護士の氏名並びに事務所の名称及び所在の場所，⑥外国法共同事業に係る法律事務の範囲，⑦外国法共同事業に係る弁護士又は外国法事務弁護士が雇用する弁護士又は外国法事務弁護士の氏名及び登録番号並びに⑧外国法共同事業に関する契約事項のうち，それぞれの出資又は出資に準ずるもの，外国法共同事業の運営に関する事項の決定方法並びに契約終了の原因及び終了に伴う権利義務の内容が届出事項として定められ（外国法共同事業に関する規程第10条第1項。なお，届出義務の主体は，外国法共同事業に係る弁護士及び外国法事務弁護士とされている。），また，弁護士法人との間で外国法共同事業を行う場合については，上記①から⑧までの事項に加えて，⑨外国法共同事業に係る弁護士法人の名称並びに主たる事務所又は従たる事務所の名称及び所在地並びに⑩外国法共同事業に係る弁護士法人の社員の氏名及び登録番号並びに使用人である弁護士及び外国法事務弁護士の氏名及び登録番号が届出事項として定められている（同条第2項。なお，届出義務の主体は，外国法共同事業に係る弁護士法人及び外国法事務弁護士とされている。）。

2. 本措置は、「1. B法人の日本法に関する法律事務の取扱いに係る業務執行権限等」及び「2. 社員又は使用人である弁護士に対する不当関与の禁止に関する規制」の措置（少数意見による場合には，これらの措置に加えて「3. 社員のうちに弁護士である社員の占める割合」の措置）が有効に機能するためには，指導・監督権限のある日本弁護士連合会及び所属弁護士会において，予め，B法人の業務運営に係る基礎情報を的確に把握する必要があるとの認識に基づき，同じく法律事務を取扱業務とする法人制度である弁護士法人制度と同様の措置を講ずるものである。

（注18）

少数意見は，具体的提案をするものではないが，B法人については，弁護士，弁護士法人，外国法事務弁護士及びA法人の場合とは異なり，①外国ローファームに所属する外国法事務弁護士も社員となり得る点で，外部の無資格者がB法人を実質的に支配するおそれがあるし，②法人自体が法律事務の遂行主体となる点で，個々の資格者の集合体に過ぎない外国法共同事業の場合と比較して，外部の無資格者がより直接的かつ広範囲にわたってB法人を実質的に支配するおそれがあることから，外部の無資格者からの独立性を確

保すべき要請は一段と高いとして、多数意見のいう措置に加えて、更に、日本弁護士連合会及び所属弁護士会において予め把握すべきB法人に係る基礎情報の在り方について、なお慎重に検討すべきであるとするものである。

(注 19)

1. 本項の検討の趣旨は、日本弁護士連合会及び所属弁護士会による監督の実効性を確保するためには、日本弁護士連合会等において、B法人の業務運営に関する情報を適切に収集し、所要の調査ができるようにすることが必要不可欠であるとの認識に立った上、その具体的在り方を検討するものである。

2. 現行制度においては、弁護士及び外国法事務弁護士に対する指導・監督権限が日本弁護士連合会及び弁護士会に付与されており（弁護士法第31条第1項及び第45条第2項並びに外弁法第21条）、その具体的在り方については、日本弁護士連合会及び弁護士会の自治によって決せられている。

外国法共同事業に係る指導・監督については、日本弁護士連合会により外国法共同事業に関する規程が設けられており、同規程により、日本弁護士連合会及び所属弁護士会は、外弁法第4条、第49条又は第49条の2の規定に違反する疑いのあるときは、外国法共同事業に係る弁護士、弁護士法人又は外国法事務弁護士に対し、共同事業に関する契約書等の提出を求め、その他必要な調査をすることができることとされているとともに、外国法共同事業に係る弁護士、弁護士法人及び外国法事務弁護士は、当該調査に協力しなければならないこととされている（同規程第15条）。

3. 多数意見は、現行の外国法共同事業に係る監督の仕組みそれ自体については、制度の破綻を来たすような事情が明らかとなっていないことから、有効に機能していると見て差し支えないとの認識に立った上で、B法人制度についても、その規制の実効性を担保するための指導・監督の仕組みとしては、基本的に、外国法共同事業の場合と同様の仕組みを設けることが望ましいとする考え方である。

なお、多数意見においても、外国法共同事業の場合と同様の監督の仕組みを講ずることを前提としつつ、その具体的在り方については、日本弁護士連合会及び弁護士会においてB法人の業態を踏まえつつ更に検討することを妨げるものでないとの意見があった。また、少数意見のようなB法人制度の特質を強調することを支持する委員からも、同様の意見が述べられた。

4. また、多数意見は、外国法共同事業に係る監督の現状をみると、日本弁護士連合会による調査について関係者の協力を十分に得ることができなかった事例が報告されるなど、運用上の問題点も少なからず指摘されたことから、日本弁護士連合会及び弁護士会においては、弁護士及び外国法事務弁護士に対する指導・監督権限が付与された本旨に則り、外国法共同事業及びB法人

に係る指導・監督の実効性を確保するための方策について、継続的かつ真摯に検討していくことを要望するものである。

(注 20)

少数意見は、具体的提案をするものではないが、(注 18)と同様の理由から、B法人の特質を踏まえた独自の監督の仕組みを検討すべきであるとする。